

# 介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

☎介護保険料……………本所長寿介護課 ☎内線183または各地域庁舎市民福祉課へ  
 国民健康保険税……………本所課税課 ☎内線205  
 後期高齢者医療保険料…本所国保年金課 ☎内線126または各地域庁舎市民福祉課へ

## - 4月以降に受給する年金からの仮徴収(差引き)が始まります -

次に該当する方は、4月に平成29年度保険料(税)の仮徴収が始まります。今回お送りする通知書に記載されている保険料(税)額は、平成28年度の状況を基に計算した仮の保険料(税)額です。確定保険料(税)額については7月に改めてお知らせします。また、6月以降に新たに年金からの差引きが始まる方については、年金受給前にお知らせします。

※現在、既に年金から差し引かれている方は…

仮徴収額決定の通知書は送付しませんが、引き続き、仮徴収として、原則2月に差し引かれた額と同額を4月・6月・8月に支給される年金から差し引きます。

### ■ 4月に新たに仮徴収が始まる方

#### 《介護保険料》

65歳以上の方

昭和26年4月3日～10月2日生まれで、新たに年金からの差引きの対象となった方  
 →4月上旬に仮徴収額決定通知書をお送りします

#### 《国民健康保険税》

65歳以上75歳未満の方

世帯主が昭和26年4月3日～10月2日生まれで、新たに年金からの差引きの対象世帯となった方  
 →2月中旬に仮徴収額決定通知書をお送りしています

#### 《後期高齢者医療保険料》

原則75歳以上の方

平成28年6月1日～10月2日に後期高齢者医療制度に加入し、新たに年金からの差引きの対象となった方  
 →4月上旬に仮徴収額決定通知書をお送りします

### ■ 年金からの差引きの対象となる方

条件	介護	国保	後期
①差引きの対象となる年金の額が年額18万円以上である	①と②の両方に該当する方	①～⑤の全てに該当する方	①～③の全てに該当する方
②差引きの対象となる年金が借入れ等の担保になっていない			
③国民健康保険税または後期高齢者医療保険料のどちらか、介護保険料を足した額が、年金額の半分よりも少ない			
④世帯主が国民健康保険の被保険者である			
⑤世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満である			

### ■ 年金からの差引きが始まる時期

介護保険料・国民健康保険税 (生年月日)	後期高齢者医療保険料 (後期高齢者医療制度に加入した日)	年金からの差引きが始まる時期
昭和26年4月3日～10月2日生まれ	平成28年6月1日～10月2日	平成29年4月
昭和26年10月3日～12月2日生まれ	平成28年10月3日～12月2日	// 6月
昭和26年12月3日～昭和27年2月2日生まれ	平成28年12月3日～平成29年2月2日	// 8月

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、年金からの差引きから「口座振替」による支払いに変更することができます。希望する方はお問い合わせください。

介護保険料は、年金からの差引きになった場合、ほかの支払い方法に変更することができませんのでご了承ください。

# 平成29年度に後期高齢者医療保険料の軽減が見直されます

☎本所国保年金課 ☎内線126または各地域庁舎市民福祉課へ

世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、軽減措置が見直されます。

○所得の少ない方への保険料の軽減措置の見直し

見直し内容		平成28年度	平成29年度
所得割額の軽減（所得金額91万円以下の方）		5割軽減	2割軽減
均等割額の軽減	5割軽減の基準所得額	33万円 + 26.5万円 × 被保険者数	33万円 + 27万円 × 被保険者数
	2割軽減の基準所得額	33万円 + 48万円 × 被保険者数	33万円 + 49万円 × 被保険者数

○制度加入直前に被用者保険被扶養者だった方への保険料（均等割額）の軽減措置の見直し

平成28年度：9割軽減 → 29年度：7割～9割軽減（所得額で決定）

一緒に取り組んでみませんか

「若者の発想とエネルギーを生かした鶴岡のまちづくり」

## 鶴岡まちづくり塾の第5期メンバーを募集します

☎本所政策企画課内「鶴岡まちづくり塾」事務局 ☎内線524または各地域庁舎総務企画課へ

鶴岡まちづくり塾は、市民と行政の協働のまちづくりを推進するとともに、若者の発想とエネルギーを鶴岡のまちづくりに生かすことを目的として平成21年度から活動を行っています。

メンバーはおおむね20歳～40歳の市民と市職員の有志で構成され、現在は約90人が6つの地

域ごとのグループに分かれて特色ある地域資源を有効活用しながら実践的なまちづくり活動を行っています。ほかにも、市政運営の基本となる「鶴岡市総合計画実施計画」へ施策を提言したり、市内の文化財や地域資源を巡る現地学習会などを開催したりしています。

### ■「鶴岡まちづくり塾」ではこんな取り組みを行っています

#### 全体活動

鶴岡で始まった学校給食の歴史、献立の移り変わりや給食の魅力を伝える本『もいちど、食べたい』を出版しました。



#### 櫛引グループ

農・食・手しごとをキーワードに、丹精込めて作ったものを集めた「こしやってマルシェ」を開催。人気のイベントとして定着しています。



※このほかにも、まちづくり塾では様々な取り組みを行っています。詳しくは、市HPをご覧ください。

### ■第5期メンバーを募集します

#### ■応募資格

- 以下の全てに該当する方
- ・市内に在住または勤務するおおむね20歳～40歳の方
  - ・月1回程度の会議への出席と、仕事や学業等と並行して自主的な活動が可能の方
  - ・まちづくりに関心と熱意がある方

#### ■活動期間

平成29年5月～31年3月

#### ■応募方法

4月3日⑩～21日⑫に応募申込書を本所政策企画課または各地域庁舎総務企画課へ（応募申込書は同課で配布するほか、市HPからダウンロードもできます）

#### ■選考方法・選考結果の通知

書類選考後、選考結果を郵送で通知

#### ■その他

報酬の支給はありません

# ～地域密着型の就職情報サイト～つるおか仕事ナビ

☎鶴岡地区雇用対策協議会 ☎24 - 7711 または 本所商工課 ☎内線563へ

本市に就業場所がある企業の求人情報や就職関連の各種イベント情報などを掲載しているほか、登録者に各種情報をお届けするメールマガジンも

配信しています。地元の方はもちろん、就職やインターンシップを希望している学生、本市へのUターンを希望する方など幅広くご利用ください。

## 掲載企業募集中

### ■募集要件

以下の全てに該当する企業

- ①本市に本店、支店または事業所等を有する、または鶴岡地区雇用対策協議会の会員
- ②申込み日から起算して、過去1年以内に労働関係法規に基づく処分を受けていない
- ③申込みの時点で本市及びその周辺地域を勤務地とする中途採用または大学・短大等の卒業予定者（高校・中学校を除く）の採用を予定または検討している

※募集は随時受け付け。掲載は無料です。

## Uターン就職情報 メール登録者募集中

本市の求人情報や就職フェア等のイベント情報を無料で配信しています。

また、鶴岡ワークサポートルームと連携し、求職者登録がスムーズに行えるように支援します。「つるおか仕事ナビ」ウェブサイト内の登録申込みフォームからお申し込みください。

※県外に進学・就職している親族や友人に、ぜひ登録をお勧めください。

つるおか仕事ナビは

■URL <https://job-tsuruoka.com/>

または

## 市政

### 庄内自然博物館構想運営 委員募集

対次の全てに該当する方若干名（地方公共団体の議会の議員及び常勤の公務員を除く）①市内に在住または通勤・通学している方 ②今年4月1日現在で20歳以上の方 ③年間3回程度の会議に出席できる方 ■任期 2年 ■申 4月28日☎まで本所環境課☎内線720へ

### 農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦・募集を行います

▼農業委員 定20人 内農地移動等の調整審議、現地調査など ■報酬月額 4万3,000円  
▼農地利用最適化推進委員 定31人（担当地区あり） 内農地移動等の調整、現地調査など ■報酬月額 4万円  
▼共通 定5月15日①～6月19日②に推薦書または応募届出書を農業委員会事務局（藤島庁舎）☎64・5868へ

## 健康・福祉



### 平成29年度の特定健診・特定保健指導が始まります

▼特定健診 来年3月末までに40歳以上となる市国民健康保険（市国保）及び後期高齢者医療保険の加入者へ受診券を送付しています。ただし、かかりつ



け医での受診を希望した後期高齢者医療保険加入者には5月末に送付します。受診する際は受診券と保険証が必要です。別途質問票や人間ドック受診券が送付されている方は併せてお持ちください。かかりつけ医で受診する場合は期間は6月～9月です。5月1日以降に市国保に加入する方で、特定健診を希望する場合は事前にお問い合わせください。

▼特定保健指導 市国保加入者で特定健診の結果、生活習慣の改善等の必要がある方に対し、健診実施機関または本市から特定保健指導の案内を送付します。保健師や管理栄養士が専門的に適切なアドバイスを行います。自己負担はありません



▼共通 健康課（にこふる）☎内線366、本所国保年金課☎内線173または各地域庁舎市民福祉課へ

### 高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種

対このワクチンを接種したことがなく、4月2日①～来年4月1日②に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方（60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方（身体障害者手帳1級）も対象） ■助成額 4,000円 ■健康課☎内線373または各地域庁舎市民福祉課へ 他対象者には予約票を送付します。生活保護・市民税

本市への移住・定住を支援します

# 県外からの移住希望者向け「お試し住宅」利用者を募集します

☎本所地域振興課 ☎内線585

県外から本市に移住を希望する方を対象に、民間賃貸物件を活用した「お試し住宅」を提供します。本市に仮住まいしながら、移住・定住に向けて仕事や住まいを探してみたいかでしょうか。

## ■対象者と募集数

- ▷対象者…以下の全てに該当する方
- ・ 県外から本市への移住を希望する成人の方
  - ・ 移住の理由が転勤、本市在住者との結婚または進学以外である方
  - ・ 国、県または他市区町村から住宅についての補助金や公的扶助を受けていない方
  - ・ 本市の税を滞納していない方（Uターン者の場合）
  - ・ 申込者・同居者が暴力団構成員でない方
- ▷募集数…2件程度
- ※基本的に先着順ですが、要件等で市・物件管理会社の審査があります。

## ■募集開始

4月10日⑧から

## ■お試し住宅の物件種類

- 賃貸借物件（一戸建て）  
 ※宅建協会鶴岡と協議の上選定。  
 ※物件は、「鶴岡市移住・定住促進サイト 前略つるおかに住みマス。」に掲載。

## ■支援内容

「お試し住宅」契約時・入居中に自己負担した家賃及び仲介手数料、家賃保証保険保証料の一部を、利用期間終了後の申請に基づき補助します（下表参照）

## ■利用期間

- 定期借家契約締結日から6か月以内（ただし契約終了は来年2月末までとする）  
 ※家主・不動産業者の同意の下、新たに賃貸借契約または売買契約締結などで、利用期間終了後も引き続き住むことも可能（一部物件不可）。

（表）家賃区分と家賃・仲介手数料・家賃保証保険保証料補助額

家賃区分	補助項目	家賃補助額	仲介手数料補助額	家賃保証保険保証料補助額
～1万5,000円		0円	家賃以内の仲介手数料の相当額	家賃以内の家賃保証保険保証料の相当額
1万5,001円～4万6,000円		家賃から1万5,000円を差し引いた額	家賃以内の仲介手数料の相当額	家賃以内の家賃保証保険保証料の相当額
4万6,001円～		3万1,000円	4万6,000円以内の仲介手数料の相当額	4万6,000円以内の家賃保証保険保証料の相当額

※家賃1か月分の敷金と火災保険への加入が別途必要です。

## □お試し住宅物件も募集中!!

移住者向けに提供できる空き家（期限付き賃貸等）も募集しています。空き家の活用をお考えの所有者の方は、ぜひご相談ください。



非課税世帯の方に減免制度あり（要事前申請）

平日は忙しくて時間が取れない方等に  
**日曜日がん検診**

①7月2日⑧、②9月3日⑨午前7時30分～9時 ③場荘内地区健康管理センター ④本市に住民登録のある40歳以上の方で職場のがん検診がない方が各日先着30人 ⑤内臓がん・大腸がん・肺がん検診（原則全て受診） ⑥1、700円 ⑦①5月22日⑩まで、②7月24日⑩まで、健康課☎内線366または各地域庁舎市民福祉課へ ⑧他生活保護・市民税非課税世帯の方に減免制度あり（要事前申請）

## 中学生胃がん予防のために

胃がんの原因の一つであるヘリコバクター・ピロリが体に入り込んで間もない中学生の時期に、学校健診尿を活用したピロリ抗体検査を実施し、早期発見・治療につなげます。詳しくは学校を通じてお知らせしています。

## はり・きゅう・マッサージ等施術費の一部助成

①本市に住民登録のある中学2年生 ②健康課☎内線368

対70歳以上の方 ③市と協定しているはり・きゅう・マッサージ師等から受けた施術1回につき1,000円の助成券を交付（年6枚、10月以降の申請については年3枚） ④年齢を証明できるもの（保険証・免許証等）、印鑑

■本所長寿介護課☎内線1993または各地域庁舎市民福祉課へ 他鶴岡地域では各地区コミュニティセンターでも受け付けます（学区コミュニティセンターを除く）

### 日常生活用具を給付します

▼火災警報機・自動消火器 対65歳以上で市民税非課税の、避難が著しく困難なひとり暮らしの方等（要介護2以上または認知症自立度Ⅱa以上）

▼電磁調理器 対65歳以上で市民税非課税の、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らしの方等（総合事業対象者、要支援2以上）

▼共通 対印鑑 対各地域包括支援センター、本所長寿介護課☎内線1993または各地域庁舎市民福祉課へ

### リフト付タクシーを利用する方へ助成券を交付します

対市内在住の、65歳以上で市民税非課税の方または40歳～64歳で要介護認定を受けている市民税非課税の方で、通院等の際に車椅子やストレッチャー専用タクシーの利用が不可欠な方 内医療機関への通院や入院のため、リフト付タクシーを利用する場合に、1枚当たり3000円のサービス券を月8枚、年間96枚を限度に交付 対印鑑



対各地域包括支援センター、本所長寿介護課☎内線1993または各地域庁舎市民福祉課へ

### 認知症高齢者等 見守りサービス事業

在宅で介護している家族が外出するときや介護疲れで休息したいとき等に、見守り支援員が訪問し、認知症高齢者等の見守りや話し相手等をします。

対市内在住の認知症高齢者等（65歳以上の方または40歳～64歳の要介護認定を受けている方）で日常生活自立度がⅡa以上の方 対1か月当たり80時間まで 対1時間200円（生活保護世帯は無料。利用料は利用時間帯によって割増しになります） 対各地域包括支援センター・居宅介護支援センター、本所長寿介護課☎内線1993または各地域庁舎市民福祉課へ 他事前に担当のケアマネジャーにご相談ください

### がん患者医療用ウィッグ購入費の一部を助成します

対市内在住で次の全てに該当する方 ①がんと診断され、がんの治療を受けている ②がんの治療に伴う脱毛によって、就労や社会参加等に支障がある、または支障が出るおそれがあるため、医療用ウィッグの装着が必要である ③他の法令等に基づく助成を受けていない ④平成28年4月1日以降に購入したもので過去に本事業の助成を受けていない 助成額 購入費の2分の1（上限2万円。助成回数は1人につきウィッグ1個、1回限り） 対がん

の治療を受けていることの証明書類（お薬手帳、診療明細書等）、医療用ウィッグ購入時の領収書、医療保険証

たは運転免許証の写し、印鑑、振込先通帳の写し 対申請書を健康課（にこふる）☎内線365へ 他代理申請の場合は委任状及び代理人の本人確認が必要。市HP

### 障害者手帳の交付

障害の内容、程度に応じて各手帳が交付されます。交付申請を受け付けていますのでご相談ください。

▼身体障害者手帳 対手・足・目・耳・言語・そしやく機能・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・小腸・直腸・肝臓・免疫等の身体機能に障害がある方

▼療育手帳 対発達期に知的機能の障害がみられ、日常生活に制限のある方

▼精神障害者保健福祉手帳 対精神の疾患があり、日常生活に制限のある方

▼共通 対本所福祉課☎内線136または各地域庁舎市民福祉課へ 他既に手帳をお持ちの方で、手帳に記載されている住所と現住所が異なる方は「居住地変更届」が必要です。手帳と印鑑マイナンバーカードまたは通知カードをお持ちの上、届出をしてください

### 民生委員児童委員が 委嘱されました

困りごとなど気軽にご相談ください。次の方が委嘱されました。（敬称略）

▽第1民生区（第1学区）：渡會 雄（海老島町2） ▽第4民生区（第四学区）：吉野進（青柳町（西）） ▽藤島地区（藤島地域）：佐久間俊子（添川4区・5区） 対本所福祉課☎内線139

## 年金・税



### 国民年金からのお知らせ

▼平成29年度の国民年金保険料が変更されました 4月分以降の保険料は月額1万6、490円です（年間保険料は19万7、880円）

▼保険料の前納制度について 保険料1年分を一括で5月1日①までに納付すると割引になります。納付書で納付する場合は納付額は19万4、370円（3、510円割引）、口座振替で納付する場合は納付額は19万3、730円（4、150円割引）です（6か月分の前納もできます）

▼当月口座振替（早割制度）もお得です その月の保険料をその月の末日に口座振替で納付すると、月額50円割引され、保険料は1万6、440円になります。なお、前納・早割制度を利用した方が、会社等に勤めた場合や、死亡した場合等、国民年金の被保険者の資格を喪失したときは、資格を喪失した月以降の保険料が還付されます 対鶴岡年金事務所☎23・5040、本所国保年金課☎内線1133または各地域庁舎市民福祉課へ

### 確定申告や市・県民税申告がお済みでない方へ

申告が済んでいないと、所得・課税証明書を発行できない場合があります。確定申告が必要な方は税務署へ、市・

県民税申告が必要な方は本所課税課へ速やかに申告書を提出してください。  
④確定申告：鶴岡税務署 ☎22・140  
1 市・県民税申告：本所課税課 ☎内線201

### 固定資産税の縦覧制度・ 閲覧制度

▼縦覧制度 固定資産税の納税者は、自己所有の土地・家屋の価格等と他の土地・家屋の価格等を比較できるように、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を見ることができま<sup>④</sup>す。納税者、納税者の代理人、納税者と同じ世帯の家族

▼閲覧制度 納税義務者は、固定資産課税台帳（名寄帳）を閲覧し、自己の資産について登録された内容を確認できます。借地人・借家人も借用物件について確認できます。④納税義務者、納税義務者と同一世帯の家族、納税代理人、借地人・借家人、これらの代理人等

▼共通 ④4月3日④5月31日④  
④本所課税課または各地域庁舎市民福祉課 ④無料（課税台帳の写しの交付は有料） ④免許証等（代理人は委任状、借地人・借家人は契約書等が必要）  
④本所課税課 ☎内線207



### 生活・その他

#### 下水道用自己メーターの 管理について

メーターは計量法によって有効期限

（8年間）が定められています。自己メーターを設置の方は、期限が切れる前に、交換や撤去など適切な管理をお願いします。既に期限が切れている場合は、不具合で正確な検針ができない場合もありますので、早急にご対応ください（交換などに係る費用は自己負担）。また、違法な接続は処罰される場合がありますのでご注意ください。  
④上下水道部下水道課 ☎25・5860

#### 井戸水などを使用している 下水道使用者の方へ

井戸水や湧水をお使いの場合は原則としてメーターを設置していただきますが、設置が難しい場合は次のように認定します。

▽井戸水や湧水のみをお使いの一般家庭の場合：1人当たり1か月6㎡とし、世帯人数を乗じて使用水量を認定

▽下水道と井戸水等を併用している一般家庭の場合：下水道の使用水量に、1人当たり1か月3㎡を世帯人数分加えて認定

世帯人数に変更があった場合は届出が必要ですので速やかに提出してください。  
④上下水道部下水道課 ☎25・5860

#### 浄化槽を設置・交換する 方へ

▼合併浄化槽を設置する方への補助  
今年度、鶴岡地域、羽黒地域の対象区域において、合併浄化槽（5人槽～10人槽）を設置する方に補助金を交付します。その他の地域の対象区域につい

ては、本市が設置します

▼合併浄化槽に交換する方への補助  
対象区域において、単独浄化槽・汲み取り便槽を合併浄化槽に交換（新築・建替えは対象外）する方に、山形県浄化槽整備促進事業に基づく補助金を交付します

▼排水設備工事を行う方への補助  
対象区域において、合併浄化槽を設置するに当たり、排水設備工事（既設の汲み取り便所の改造または既設の単独浄化槽の廃止を伴うものに限る）を行う方に補助金の交付または融資あっせん及び利子補給金の交付を行います

▼共通 ④対象区域 公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水処理計画区域を除く区域 ④上下水道部下水道課 ☎25・5860 ④他いづれも予算の上限に達し次第終了します

#### 狂犬病予防注射は毎年春（4 月～6月）に受けましょう

飼い主には、犬の登録と狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。

▼4月・5月に全地域で集合注射会場を設けます（注射料金3,200円）  
登録済みの方には3月末に案内ハガキを送付しています。日時・会場等は案内ハガキ・市HPでご確認ください（都合に合わせてどの日時・会場でも注射を受けることができます）

▼犬を飼う場合は市への登録が必要で（新規登録料金3,000円）注射会場でも新規登録や登録事項の変更手続きができます。他市区町村から転入した方は、前登録地での鑑札をお持ち

ちください（なくした方は別途1,600円が必要）

▼狂犬病予防注射・新規登録は動物病院でも行えます 案内ハガキをお持ちの上、個別にお受けください（料金は各動物病院にご確認ください）

▼共通 ④健康課 ☎内線362または各地域庁舎市民福祉課へ ④他犬を制御できる方がリード等をつなぎ、ふん尿の後始末ができるよう準備をしておいでください

#### 町内会に加入しましょう

町内会（自治会・住民会等）は、同じ地域に住む人たちが助け合い、安全・安心で明るく住みよい地域を維持していくための大切な組織で、各種自治活動のほか、ごみステーションや防犯灯の管理及び広報の配付等も行っています。

加入手続き等については、お住まいの町内会等へお問い合わせください。また、連絡先などが不明な場合は、本所コミュニティ推進課 ☎内線122 または各地域庁舎総務企画課へお問い合わせください。

#### 募集します

#### 鶴岡いきいきまちづくり事業（前期）

④対市内の団体が主体的に行う、自然、歴史、文化等の地域資源を活用し、新たな活力を生み出す事業 ④4月20日 ④まで補助金交付要望書を本所地域振興課 ☎内線522または各地域庁舎総務企画課へ ④要事前相談。補助金額

等詳細は市HP

## 農産物等の加工に取り組んでみませんか

市内在住の農林漁業者または3戸以上の農林漁業者を含む団体が行う、農林水産物の加工・販売など6次産業化に新たに挑戦する事業、グリーン・ツーリズムに関する事業 ■補助金額 事業費の3分の2以内（上限は個人20万円、団体30万円） 申 4月28日 迄 まで本所農政企画室 内線589または各地域庁舎産業建設課へ 他市HP

## 農産物等の販路拡大に取り組んでみませんか

市内在住の3戸以上の農家を含む団体、農協、直売組織、農業生産法人などが行う、首都圏等の県外で開催される物産展・商談会への出展、販路拡大を目指す販売促進活動 ■補助金額 補助対象経費の2分の1以内（上限は国内10万円、海外25万円） 申 4月28日 迄 まで本所農政企画室 内線589または各地域庁舎産業建設課へ 他市HP

## 農商工観連携・6次産業化相談窓口等をご利用ください

本市では、市内農林漁業者・商業者等で農商工観連携及び6次産業化に取り組む意欲ある方々の相談に応じサポートするため、「食文化創造都市・鶴岡 農商工観連携・6次産業化相談窓口」を本所農政企画室・商工課、各地域庁舎産業建設課に設置しています。

気軽に相談ください。

本所農政企画室内つるおか農商工観連携総合推進協議会 内線588、本所商工課 591または各地域庁舎産業建設課へ 他 6次産業化関連施策等の情報をまとめたガイドブックは市HP

## つるおか・アグリメール 配信のご案内

農業者向けの補助金、セミナー、商談会等、各種案内をメールにてお届けします。

■配信日 不定期 ■配信者 本所農政課 ■登録方法 件名に「メール配信希望」、本文に氏名、住所、連絡先を明記し同課に電子メールまたはFAX 25・8763 本所農政企画室 内線589 他メールアドレスは市HP

## 農作業中の事故に注意しましょう

毎年、農作業中の事故が発生しています。次のことに留意し、安全な作業を心掛けましょう。また、万一に備え、労災保険や任意保険に加入しましょう。▽作業前に安全確認、環境整備を▽作業に適した服装で▽点検整備はエンジン止めを止めて▽計画的な作業で、適度な休憩を 本所農政課 内線573または各地域庁舎産業建設課へ

## 春の山菜採りシーズンを迎えます 山菜採りの事故に注意!!

出掛ける前に次のことを確認し、遭難事故に遭わないよう注意しましょう。

▽1人で出掛けない▽行き先や帰る時間を家族に知らせて出発する▽携帯電話等の通信手段を確保する▽道に迷ったらむやみに動き回らない▽早く出掛けて早く帰る

また、ダニを媒介とする感染症ウイルスへの対策として、山に入る際は長袖を着用するなど肌を露出しない服装を心掛けましょう。

本所防災安全課 内線186

## 「火の用心 森から聞こえるありがとう」 山火事注意！ 多発時期です

山火事の原因の多くは、たき火・タバコ・火入れの不始末です。行楽や山菜採りで山林に入るときは、火の取扱いに十分注意し、山火事による森林の焼失を防ぎましょう。また、山林近くの原野や畦畔への火入れは許可が必要です。実施予定日の7日前までに申請してください。

本所農山漁村振興課 内線559または各地域庁舎産業建設課へ

## 「消しようその火その時その場所で」 春の火災予防運動を実施します

4月9日 迄 22日 迄 の2週間、「住宅防火対策の推進」等を重点目標に掲げ「春の火災予防運動」を実施します。これからの時期、空気が乾燥し火災が発生しやすくなります。一人ひとりが火災予防に対する意識を持ち、安全で安心して生活できる地域を目指しましょう。また、15日 迄 に産婦人科・小児科三井病院で、病院職員・消防隊員・関係団体の連携による火災総合訓練を

行います。 消防本部予防課 22・8332 他市HP

## 野焼きは法律で禁止されています

野焼きとは、廃棄物等を屋外で燃やす行為で、焼却することによって大量の煙や臭いが発生し、近隣の生活環境に支障を来します。違法に焼却すると懲役または罰金が科せられます。

ドラム缶やブロック囲いでの焼却、基準に合わない焼却炉の使用も禁止されています。

野焼きを見つけた場合は本所環境課 内線708または消防署通信指令課 22・8321へお知らせください。

## ヒナを拾わないでください

春から夏にかけて、巣立ちして間もない幼鳥を見掛けることがあります。親鳥が近くにいるため、救護をしないでそのまま見守ってください。巣から落ちたヒナも同様です。

本所農山漁村振興課 内線559または各地域庁舎産業建設課へ

## 「緑の募金」にご協力を お願いします

5月4日 迄 の祝日「みどりの日」は、国民が自然に親しむとともに、その恩恵に感謝し豊かな心を育む日です。4月15日 迄 ・5月14日 迄 は「みどりの月間」として、全国で「緑の募金」活動が実施されます。この募金は、森づく

## 文化会館改築工事の現場見学会を開催します

☎社会教育課（櫛引庁舎） ☎57-2139

☐ 4月29日④午後1時・2時30分・4時（市役所本所正面玄関前集合〈駐車場は市役所駐車場を利用してください〉）

☒ 市内に在住または通勤・通学している小学4年生以上の方各回先着30人（小・中学生は保護者同伴）

☑ 工事の概要・進捗状況の説明と現場見学

☒ 中学生以下は帽子等（貸与用ヘルメットの下に着用）

☑ 4月3日④～21日⑤に希望時刻、参加者全員の氏名、代表者の電話番号を同課へ

☒ 雨天決行。詳しくは市HPをご覧ください



改築工事現場全景（3月現在）

生活・環境

## 連休期間中のごみ収集

☎廃棄物対策課 ☎内線677または各地域庁舎市民福祉課へ

### ■連休期間中のごみ収集

5月3日④・4日⑤・5日⑥…**収集しません**

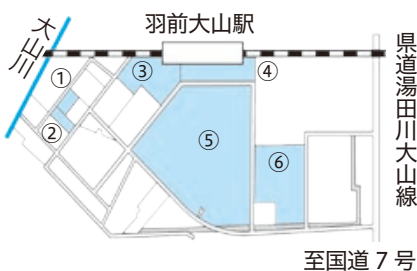
### ◆ごみは決められたごみステーションに

ごみステーションは各町内会で費用を負担し、設置・管理しています。ごみは自分の町内会の決められたごみステーションに、指定された時間までに出してください。ほかの町内には出せません。

### ◆資源回収運動に参加しましょう

本市では、事前に登録した子供会、町内会等の団体に対し、回収量に応じて報奨金を交付しています。

回収品目の「古紙類」には、新聞、雑誌、ダンボールなどのほか、「雑がみ」として、ティッシュペーパー・お菓子などの箱、トイレトペーパー・ラップの芯などが含まれます。ごみの減量と貴重な資源のリサイクルにご協力をお願いします。



- ① 1,642㎡ ② 1,651㎡
- ③ 1万4,143㎡ ④ 1万1,462㎡
- ⑤ 6万6,512㎡ ⑥ 2万2,824㎡

■分譲区画 地図参照（分筆応相談）  
③④⑥の一部区画は交渉中） ■分譲価格 1㎡当たり1万5,800円、1万6,700円 ■助成制度 2,000㎡以上を取得した場合、取得価格の2分の1（上限3億円） ☎鶴岡市開発公社 ☎22・9069または本所商工課 ☎内線593へ

### 鶴岡大山工業団地分譲のお知らせ

■募集要件 ▼鶴岡市競争入札参加資格を有し所在区分が市内または進市内であること ▼紙おむつ等排せつ関連用品を取り扱っている事業所であること（紙おむつと尿とりパッドの取扱いは必須） ▼市内一円に配達可能であること ■業務開始 9月配達分から  
☑ 5月12日⑤まで本所長寿介護課 ☎内線193へ

紙おむつ等購入費助成事業で紙おむつを配達する事業所を募集します

### 春の交通安全県民運動が実施されます

4月6日④～15日⑤の10日間、「子どもと高齢者の交通事故防止」等を重点として、「春の交通安全県民運動」が実施されます。

春は歩行者や自転車利用者の行動が活発になり、自動車の交通量も増加します。「いつでも・どこでも安全確認」を心掛け、特に子供や高齢者に対して思いやりのある運転で交通事故防止に努めましょう。

☎本所防災安全課 ☎内線163

### 春の温海地域の民俗芸能鑑賞にいでください

温海地域には各集落において古くから伝承されてきた数々の民俗芸能や伝統文化があり、春の各集落の祭典で行われています。おすすめコースを参考に、この民俗芸能などの伝統文化を現地で体感してみませんか。

■おすすめコース一例 5月3日④午前10時【熊野神社（あつみ温泉）の獅子舞・巫女舞】↓11時30分【小国地区の大名行列】↓午後2時【山五十川地区の山戸能・山五十川歌舞伎】  
☎温海庁舎総務企画課 ☎内線317

☎本所農山漁村振興課 ☎内線559

の他のおすすめコースや民俗芸能の詳細は市HP